

自動車重量税に関するお知らせ

現在、自動車重量税の税額を一部変更するための税制改正法案が国会で審議されています。

現在、国会において審議中の平成22年度の税制改正法案が成立した場合には、自動車重量税について、平成22年4月1日より、当分の間の措置として、下記のとおり、税率の引下げが行われる予定です（一部については現行の税率が維持されます。）。また、昨年4月から施行されているエコカー減免制度（環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の免税又は減税）については、継続される予定です。（改正時期及び内容については、国会において決定されます。）

新車新規登録の例（乗用車・自家用・3年）

（単位：円）

区分 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免 制度適用なし
	免税	75%減	50%減	
0.5トン超 ～1トン以下	免税	7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)
		11,200 (14,100)	22,500 (28,300)	45,000 (56,700)
1トン超 ～1.5トン以下	免税	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)	60,000 (75,600)

※上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

中古新規登録・継続検査の例（乗用車・自家用・2年）

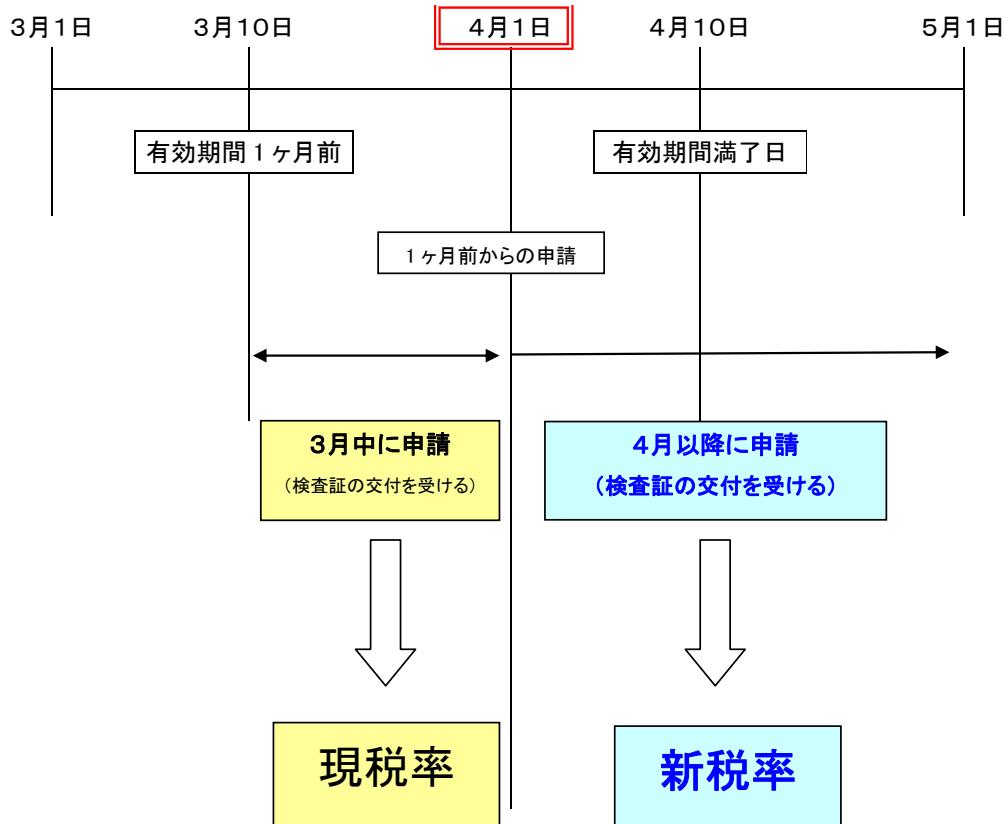
（単位：円）

区分 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免制度適用なし		
	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
0.5トン超 ～1トン以下	免税	5,000 (6,300)	10,000 (12,600)	10,000 (12,600)	20,000 (25,200)	25,200 (25,200)
		7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)	37,800 (37,800)
1トン超 ～1.5トン以下	免税	10,000 (12,600)	20,000 (25,200)	20,000 (25,200)	40,000 (50,400)	50,400 (50,400)

※1. 上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

- 「次世代」は、電気自動車、ハイブリッド自動車（一定の性能要件を満たすもの）等の次世代自動車を言います。
- 「18年経過」は、原則として初度登録年月から17年11箇月以後に自動車検査証の交付・返付を受ける自動車が対象となります（ただし、「次世代」自動車は除外されます）。

※法律案が3月中に成立した場合は、本年4月1日以降に自動車検査証の交付を受ける場合は新税率の適用となりますが、施行日前の3月中に自動車検査証の交付を受ける場合は現税率が適用になり、一旦納付された重量税は還付されませんので、ユーザーに十分な説明をお願いいたします。



町村合併に伴う変更の手続きについて

増穂町と鰍沢町が平成22年3月8日に富士川町として合併することにより、会員工場の事業者及び事業場の住所表示が変わります。

そこで、自動車分解整備事業等の手続きについては、次の取り扱いとなりますのでご承知下さい。

《認証工場》

- ①車両法第81条に伴う事業者の住所、事業場の所在地の変更届 → 不要
- ②記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。

《指定工場》

- ①指定業務取扱要領第6条4項に伴う事業者の住所、事業場の所在地の変更届 → 不要
- ②保安基準適合証の指定事業場の所在地欄については、合併日交付分より速やかに切り変えて下さい。
- ③記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。